(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　この書簡の付表5欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、ミャンマーの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ミャンマー連邦共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（特に、国際競争入札の手続であって、当該手続が適用できないか又は当該手続を適用することが適当でない場合を除き従うべきものを定める。）に従って調達されることを確保する。

5　ミャンマー連邦共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してミャンマー連邦共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためミャンマー連邦共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　(1)　ミャンマー連邦共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してミャンマー連邦共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してミャンマー連邦共和国において課される全ての財政課徴金及び租税。免除の際には、ミャンマー連邦共和国の関係法令に従うものとする。

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してミャンマー連邦共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金。免除の際には、ミャンマー連邦共和国の関係法令に従うものとする。

(d)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な資材及び設備の輸入に関してミャンマー連邦共和国において課される全ての関税。免除の際には、ミャンマー連邦共和国の関係法令に従うものとする。

(e)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してミャンマー連邦共和国において課される全ての財政課徴金及び租税。免除の際には、ミャンマー連邦共和国の関係法令に従うものとする。

(2)　ミャンマー連邦共和国政府は、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な生産物又は役務に関してミャンマー連邦共和国において課される全ての商業税を負担する。

8　ミャンマー連邦共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びミャンマー連邦共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　ミャンマー連邦共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　この書簡の付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本官は、更に、この書簡及び前記の了解をミャンマー連邦共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十八年三月二十九日にネーピードーで

在ミャンマー連邦共和国
日本国臨時代理大使　吉廣朋子

ミャンマー連邦共和国
計画・財務副大臣　マウン・マウン・ウィン閣下

付表

1	2	3	4	5
事業計画名	供与限度額	利子率（パーセント）	償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1　農業所得向上計画	三百四億六千九百万円	○・○一	十年の据置期間の後三十年	十年
2　ヤンゴン・マンダレー鉄道整備計画（フェーズⅡ）（第一期）	五百六十六億二千二百万円	○・○一	十年の据置期間の後三十年	十二年
総　額	八百七十億九千百万円			

（ミャンマー側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をミャンマー連邦共和国政府に代わって確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十八年三月二十九日にネーピードーで

ミャンマー連邦共和国
計画・財務副大臣　マウン・マウン・ウィン

在ミャンマー連邦共和国
日本国臨時代理大使　吉廣朋子殿